

2018年9月20日

各 位

会 社 名 北越コーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫
問合せ先 執行役員広報室長 柳澤 誠
電 話 03-3245-4500

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、2015年12月15日に大王製紙株式会社（以下「大王製紙」といいます。）の取締役13名に対して提起した損害賠償請求訴訟について、下記のとおり判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 判決年月日 2018年9月20日

2. 訴訟の経緯

大王製紙は、2015年9月1日に2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本件新株予約権付社債」といいます。）の発行（以下「本件発行」といいます。）を決議し、その公表により同社の株価は26.8%下落し、時価総額も約572億円減少する事態を招きました。そのため、当社は本件発行について再検討や撤回等を再三要請いたしましたが、大王製紙の取締役らは本件発行について再検討も撤回等もせず、本件発行を強行しました。その結果、当社は、その保有する大王製紙株式の価値が著しく毀損されるという損害を被ったことから、大王製紙の取締役らに対し、会社法429条1項等に基づき、本件発行によって被った損害として88億0145万3344円の賠償を求め、2015年12月15日に東京地方裁判所に民事訴訟を提起したものです。

3. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

本判決は、佐光社長をはじめとする大王製紙経営陣が当社を嫌悪し、当社の持株比率を快く思っていなかったことは認めたものの、結論としては当社の主張を認めず、大変遺憾であります。本判決に従えば、大規模なエクイティ・ファイナンスを行うにあたり、不適切な手法を用いて既存株主に多大な不利益を生じさせたとしても取締役は何ら責任を問われないこととなり、今後、本件発行と同様に不適切なエクイティ・ファイナンスが再び行われて、国内外の投資家の資本市場に対する信頼を根本から揺るがすことになりかねません。従って、当社は直ちに控訴する方針です。

以上